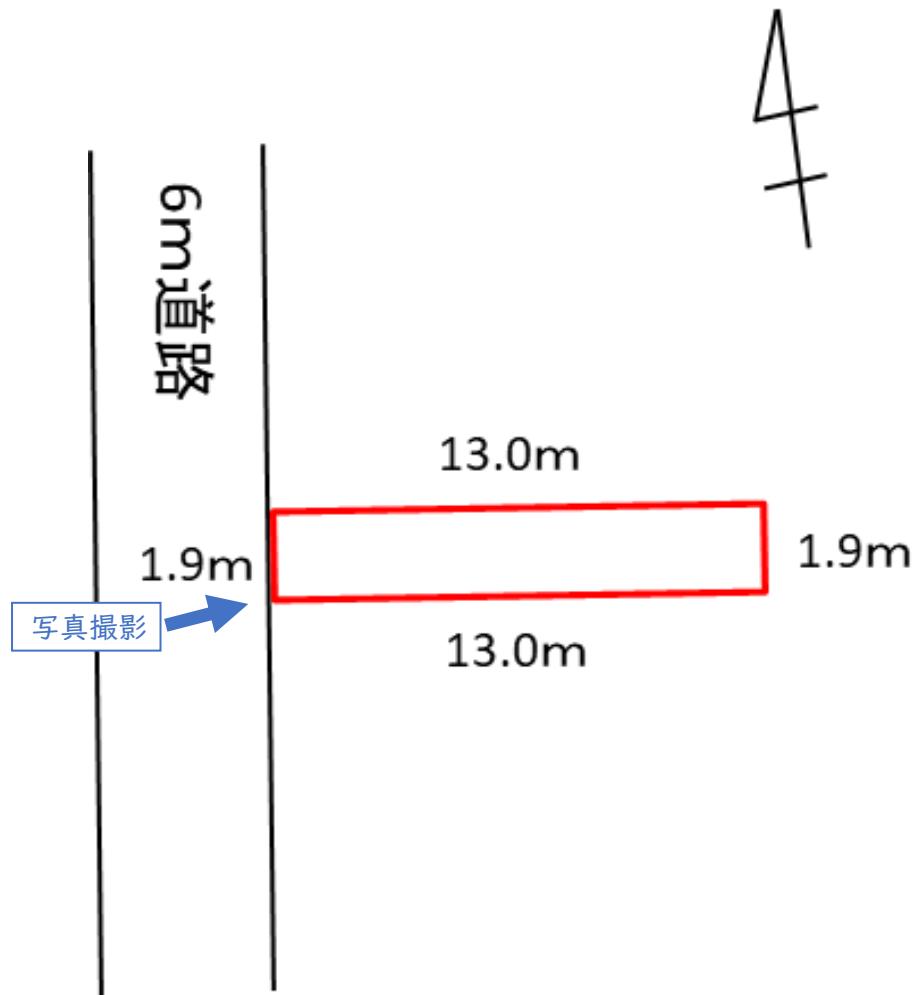


物 件 情 報

項 目	内 容	
物 件 番 号	3番	
所 在 地(仮換地)	蒲郡中部土地区画整理事業94街区仮9番	
該 当 底 地 番	新井形町新井43-3、44-1、45	
売 却 価 格	454, 320円	
单 価	18, 000円/m ² (59, 504円/坪)	
地 積	25. 24m ² (7. 63坪)	
接 面 道 路 状 況	西側6m区画道路	
法規制等	用 途 地 域	準工業地域
	建 べ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 地 域	指定なし
供給施設	上 水 道	接面道路配管 あり、敷地内配管 なし ※ 詳細は市役所 水道課へ
	下 水 道	接面道路配管 あり、敷地内配管 なし ※ 詳細は市役所 下水道課へ
	ガ ス	ガス会社に申込
	電 気	電力会社に申込
学 区	小 学 校	竹島小学校
	中 学 校	蒲郡中学校
そ の 他 ※区画整理施行中につき、 制限がございます。詳しくは 区画整理課までお問い合わせください。	(1) 保留地に建物を建築しようとする場合は、建築基準法に基づく「建築確認申請」及び土地区画整理事業法に基づく「土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書(76条申請)」が必要となります。 (2) 処分する保留地の形状・地積は、区画整理事業の完了に併せて行われる出来形確認測量の結果、変更が生じることもあります。この場合、施行者と契約者の間で増減した地積に契約単価を乗じた額を授受して清算します。 (3) 当該保留地の所有権移転の登記は、区画整理事業(換地処分)が完了されるまでできませんのでご承知ください。なお、換地処分時に行う所有権移転登記は施行者が行い、登録免許税等は契約者の負担となります。 (4) 当該保留地は不動産登記簿には登載されていない土地です。権利設定登記は区画整理事業が完了した後でないとできませんので、ご注意ください。(融資等につきましては金融機関でご相談ください。) (5) 当該保留地につきましては、転売や営利を目的とした方の申込はできません。 (6) 建築基準法や都市計画法等、建物建築に関連した法令に基づく各種制限の確認は、申込者の責任において行ってください。	

東三河都市計画事業蒲郡中部土地区画整理事業 仮換地図

③ 94街区仮9番 25.24m²(7.63坪)



写 真

